

この制度は、令和3年1月1日以後に締結した借入金に係る利子補給より新規受付を休止することとなりました。ただし、令和2年12月31日までに締結した借入契約につきましては、従来通り補給金の対象となります。予めご了承ください。



茅ヶ崎市勤労者等 教育資金利子補給金制度



学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、もしくは専修学校などに就学している子に係る教育費の負担を軽減する制度です。

1 補給対象者

次の①～③すべての要件を満たす方が対象となります。

- ① 学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、もしくは専修学校など（以下「教育機関」という）に就学している子に係る教育資金（※1）の融資を、当該教育機関に入学した日の属する年度の前年度以降に受けていること。（※2）



例えば…令和3年4月1日入学の場合、教育資金の融資を令和2年4月から令和2年12月末までに受けていることです。

- ② 本市に居住している勤労者又は自営業者（※3）であること。
- ③ 市税を滞納していないこと。

※1 教育機関に就学するために必要とする入学金、授業料その他の資金。

※2 市内金融機関（中央労働金庫は県内）から受けた融資に限ります。

※3 自営業者とは、自ら事業を営む者で、常時使用する従業員5人以下の事業所の代表者。

2 補給金額

次の①、②のうちいずれか少ない金額で、2万円以下の額（100円未満の端数切り捨て）

- ① 融資額（200万円上限）×1%×返済月数÷12月（円）
 - 教育資金の融資を受けた額が200万円を超えるときは200万円とします。
 - 返済月数…申請する前年の1月から12月までの期間（入学した日の属する年の前年の4月から12月までに融資を受けた方は、その期間を含みます。）
- ② ①の「返済月数」の期間における約定利子の支払額

*補給対象となる融資は、子一人につき一契約です。

*教育機関等の利子補給を受けている契約は対象となりません。



③ 補給対象期間

融資の返済が開始された日の属する月から起算して、子が就学する教育機関を正規に卒業する日の属する月までが補給対象期間となります。

期間が48月を超えるときは、48月を限度とします。

* 融資に係る子が教育機関を中途退学した場合は、「退学した日の属する月」まで



例えば…

！ 大学4年制→入学前の11月から返済を開始した場合は大学4年生の10月まで（48月）

④ 対象金融機関

茅ヶ崎市内にある金融機関の支店から受けた教育資金の融資が対象となります（中央労働金庫は県内の店舗も含みます）。日本政策金融公庫からの融資は対象外です。



対象金融機関

！ みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 横浜銀行 スルガ銀行
！ 神奈川銀行 静岡中央銀行 湘南信用金庫 中南信用金庫 中央労働金庫
！ さがみ農業協同組合（JAさがみ）

⑤ 交付申請

(1) 期間

約定利子を支払った年の翌年の1月から2月末日

(2) 必要書類等（申請には次に記載している【全ての書類・印鑑】が必要です。）

- ① 補給金交付申請書
- ② 請求書
- ③ 事業所在勤証明書又は自営業申告書
- ④ 教育資金の融資に係る契約書の写し（金融機関の融資契約書の写し）
- ⑤ 約定利子の支払いを証明する書類
（償還予定表及び引落通帳（申請該当期間の全ての引落部分）の写し、又は金融機関の証明）
- ⑥ 在学証明書
（教育機関で発行されます。学生証は不可。卒業されたお子様の証明については、卒業証明書又は卒業証書の写しのいずれかを提出してください。）
- ⑦ 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）
* ①～③の書類は産業観光課でお渡しします。④～⑥の書類は申請者にご用意いただくものです。
お子様二人以上の申請をされる場合、③の書類は一通のご用意で構いません。
* 補給金交付申請書内の同意事項に同意いただけない場合、住民票及び市税収納確認書の提出が必要となります。市税収納確認書が必要な方は産業観光課へご連絡ください。

(3) 申請場所・時間

茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 ⑳産業観光課
9時から17時まで（土・日・祝日を除く）

お問い合わせ 茅ヶ崎市 経済部 産業観光課
電話：0467-82-1111（代表）
0467-81-7144（直通）